

- (1) 年齢 18 歳に満たない者
  - (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 試験の方法及び範囲
- (1) 試験の方法  
試験は、試験の種類ごとに筆記試験及び実地試験を筆記により行う。
  - (2) 試験の範囲  
次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規 基礎化学 毒物及び劇物の性質及び貯蔵 その他取扱方法	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
農業用	毒物及び劇物に関する 法規 基礎化学 省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
特定	毒物及び劇物に関する法規 基礎化学 省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	省令別表第2に掲げる劇物の 識別及び取扱方法

備考 省令とは、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）の略。

- 5 受験手続等
- (1) 受験願書の請求  
受験願書は、熊本県健康福祉部薬務課及び県下の各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布する。なお、郵便により受験願書を請求する場合は、120円分の郵便切手を同封のうえ請求すること。
  - (2) 受験願書受付期間  
平成15年6月9日から平成15年6月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成15年6月9日から平成15年6月18日までの間の消印があるものを有効とする。
  - (3) 受験願書提出先  
原則として、居住地を管轄する地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課）とし、熊本市及び県外居住者にあつては、熊本県健康福祉部薬務課とする。
  - (4) 受験手続  
受験願書の提出に当たっては、次のことに注意すること。  
ア 受験願書に、戸籍上の本籍（都道府県名のみ）、氏名、生年月日等を、かい書ではっきりと記入すること。  
イ 受験願書に、写真1葉を貼付すること。この写真は、提出前6箇月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルの上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記すること。  
ウ 受験手数料として、10,700円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に帖付すること。
- 6 受験票  
受験票は、受験願書受付後、受験者へ送付する。
- 7 合格発表等
- (1) 合格発表  
平成15年8月21日午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））に合格者一覧表を掲示する。また、合格者には、本人あて合格通知書を郵送するので電話による合否の問い合わせには、一切応じないものとする。
  - (2) 合格証の交付  
平成15年8月21日から平成15年9月4日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間に、受験願書を提出した機関において交付するものとする。
- 8 問い合わせ先  
熊本県健康福祉部薬務課